



令和3年の労働災害発生状況～8月6日をもって連続死亡災害ゼロ1000日を達成！～

死亡災害ゼロ1000日達成にあたって 署長 高橋喜治

令和3年8月6日をもって古川労働基準監督署は死亡災害ゼロ1000日を達成しました。

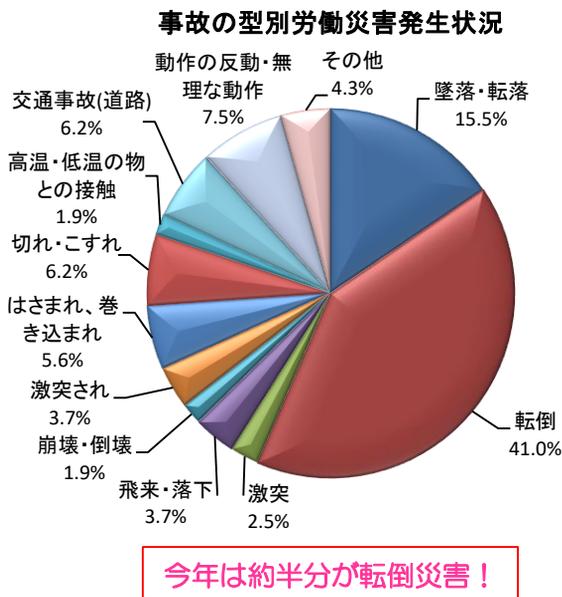
この成果は、この間、管内事業場の労使の皆様方が、通常の安全衛生管理はもとより、昨年からの新型コロナウイルス感染防止が求められた厳しい時期が続く中でも、労働災害防止に積極的に取り組まれ、各々の仕事で社会を支える役割を担いながら、地域における「働き方改革」の推進と安全衛生管理水準の向上に日々たゆまぬご努力・ご尽力をいただきました賜物であります。これに心より敬意を表し改めて感謝申し上げます。

当署では、今年度『続けよう！死亡災害ゼロ』をスローガンに掲げ、労働災害防止のため、「不安全状態」と「不安全行動」を解消すべく、「作業に従事するまえにリスク検討を行い、安全に作業を行うための方法を決め、これを徹底する」という安全衛生の基本的取組みの実施を「当たり前化」して進めていくことを持続可能な安全管理として皆様にお願しているところです。

この時節、コロナウイルス感染や熱中症、交通労働災害等の死亡災害につながる災害リスクも懸念される状況でもありますので、皆様と「死亡災害ゼロ」が当たり前であり続けるために、「労働災害ゼロ」の強い意志に基づき、プロセスを大事に細部に魂を込めて日々一緒に労働災害防止に取り組んでまいりましょう。

これからも『続けよう！死亡災害ゼロ』の取り組みをどうぞよろしくお願いいたします。

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和3年7月末		
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	283(0)	161(0)	+30	22.9%
製造業	70	34	-2	-5.6%
建設業	50	16	-10	-38.5%
土木工事業	14	4	+1	33.3%
建築工事業	27	5	-12	-70.6%
その他建設業	9	7	+1	16.7%
陸上貨物運送事業	35	31	+16	106.7%
林業	4	3	±0	-
小売業	25	15	+6	66.7%
社会福祉施設	29	14	±0	-



第72回 全国労働衛生週間の実施について

期 間：令和3年10月1日(木)～7日(水)

準備期間：令和3年9月1日(火)～30日(水)

【スローガン】 向き合おう！ ところとからだの 健康管理

【副スローガン】 うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、今年で72回目を迎えます。

本年9月より準備期間となっておりますので、各事業場においては、事業場内の労働衛生管理水準向上のため、実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の労働衛生意識高揚に努めましょう。

実施要領等の詳細についてはQRコードを参照してください。

※詳しくは・・・

全国労働衛生週間2021

検索



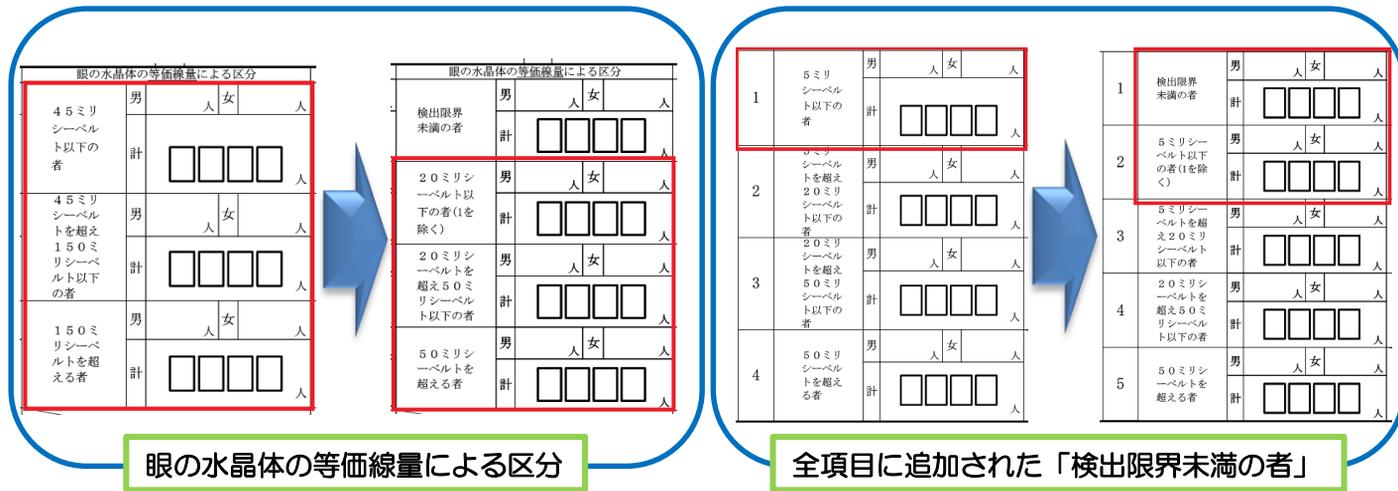
# 改正電離放射線障害予防規則が施行されています！

国際放射線防護委員会が眼の水晶体の等価線量限度について勧告したことを受け、放射線審議会において、職業被ばくに関する水晶体の等価線量限度を5年平均20mSv/年、かつ、1年において50mSvを超えないこととすることが適当であるとの方向性が示されたことから、医療従事者の放射線業務に係る健康確保を目的として**令和3年4月1日より**電離放射線障害予防規則(以下「電離規」)が改正及び施行されています。主な改正内容については以下のとおりとなっておりますので、改正電離規則について理解を深めていただき、放射線業務従事者が安全に業務を行える環境を作りましょう。

## 改正1 電離放射線健康診断結果様式の変更

受診労働者数を記載する欄中の「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が以下のとおり、「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」、「50mSvを超える者」に変わります。また、すべての項目に、「検出限界未満の者」の項目が追加されています。

労働基準監督署に当該様式を提出いただいているところですが、**旧様式での報告は受理できません**ので、注意してください。



## 改正2 眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度が以下のとおり引き下げられました。ただし、一定の医師については当面は経過措置を設けているため、ご注意ください。

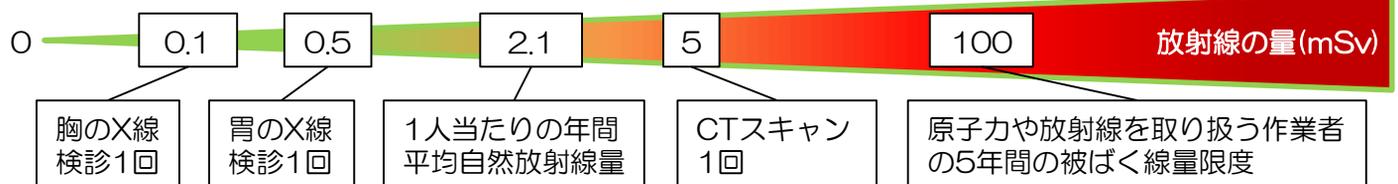
### 改正前

「事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては**1年間につき150mSv**（中略）を超えないようにしなければならない」

### 改正後

「事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては**1年間につき50mSv**（中略）を超えないようにしなければならない」

Sv(シーベルト)は放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量を表す単位でありmSv(ミリシーベルト)はSvの1000分の1の単位です。一般的に放射線量の目安は以下のとおりとなっております。



その他の改正内容としては、①線量の測定及び算定方法の一部変更、②線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加の項目が変更されています。

改正電離規則に関する条文やリーフレットは

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiun/anzen/0000186714\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/anzen/0000186714_00003.html)

に記載されていますので参考にしてください。

令和3年8月30日発行